

## 第61回琵琶湖レジャー利用適正化審議会【議事録】

■日時：令和7年10月30日（木）10時～12時

■場所：滋賀県庁危機管理センター1階 災害対策室1

■出席委員：磯崎委員、岩城委員、岩寄委員、植田委員、宇尾委員、大口委員、  
川村委員、善当委員、田中委員、田辺委員、野村委員、  
深町委員（会長）

【出席12名、欠席3名】

### ■会議次第

1 開会

2 議事

（1）令和7年度の事業実績について（報告）

（2）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（答申案）について

（3）その他

3 閉会

### ■議事内容

【議事2（1）：令和7年度の事業実績について（報告）】

（委員）：初めて水上オートバイですかね、プレジャーボートの違反があったということを告発されたという御指摘でしたけど、具体的な内容、やり取りを教えていただけますでしょうか。

（事務局）：捜査に関わることもありますので詳細はお伝えできませんけども、そこの資料2-1に記載の内容を説明させていただきますと、要は条例でまず停止命令、航行禁止命令というのを発することができます。その命令に違反した場合、例えば「今日乗ってはいけない」という命令を受けたにも関わらず、再度乗っていたことが確認された場合は命令違反になります。それが現場にて確認されたため、このような事案に至ったという次第です。

（委員）：命令で警告を受けて、おとなしく一回帰られて、また出てきたみたいな感じということですかね。

（事務局）：そうです。最初に停止命令、航行禁止命令を発出しまして、もう今日は浜に上がってくださいねという指示をしましたが、その命令後に再度出てきたというような状況になっています。

（委員）：分かりました。

（委員）：今の関連ですけども、命令書や何かを発行されて、取締りをするのか、口頭で指示しても従わなかったら、その場で取締まってしまうのか、流れをもう一度詳しく教えてください。

（事務局）：手続の流れを御説明させていただくと、違反行為を確認したら、その方と接触しまして、その際に停止命令書や航行禁止命令書というのをその方にお渡しをして。

（委員）：ペーパーで。

（事務局）：紙でお渡しします。指導した後にまた同じことがあった場合、条例違反になりますので、告発するという流れになっております。

（委員）：今の件ですが、今までの方は大体その命令で従って、すぐに引き揚げて終わっていたけども、今回は違反が続いたため、警察に告発をしたということでしょうか。その場で警察にお願いして捕まえてもらったとか、そういうことではないのでしょうか。

（事務局）：ありがとうございます。この日は集中取締り日ということで、県の職員がその場に長く滞在をして確認ができ、このような事案に至りました。その場で警察の方にお願いしたのではなく、持ち帰ってきて、中で整理をした上で警察にも相談をしたというような次第になります。

（会長）：この案件は北比良の地先ということですが、資料2-2で調べている統計を見ますと、近江舞子と北小松があるのですが、北比良のデータは入ってないのでしょうか。

（事務局）：北比良周辺は細かく地点を分けて集計をしているのですが、報告用に近江舞子に全て集約し、まとめています。

（会長）：最近、南小松に学生たちと行ったときに水上バイクの利用者がたくさんおられて、すごく浜の近くを走行しており、音が大きいため、話し声もなかなか聞こえませんでした。とても大きな音でしたので、住んでおられる方の気持ちが一時的ですけれども分かるような感じがしました。どうしたらそういうのが、なくなるのかなというところでいうと、今の県としてはどういうふうな考え方でしょうか。

（事務局）：音の問題は人によって感じ方が様々であり、非常に難しい問題だと思いますが、まずはルールの周知が必要かなと思います。また、本日、答申案をいただき、5年間

で今後のレジャー利用のあり方について、議論していきたいと思っているのですが、航行規制水域の見直しも必要だと思っています。この点につきましても今後、皆さんと議論を重ねていきたいと思っています。

（委員）：取締りを行ったときに、明らかに高い大きな音を立てているプレジャーボートがいっぱいいた場合、改造具合等をチェックしたり、取締まつたりは行っているのでしょうか。

（事務局）：現状、どの船が改造しているかは、正直なところ分からぬいため、そういう取締りはできていませんが、過去には小型船舶検査機構などと連携して実施しておりましたので、今後、関係機関とやり取りしながら取り組みたいと思っています。

（委員）：抑止力を高めるということについての一つの提案ですが、私も大阪に住んでいますので、週末に暴走族みたいな者がすごい騒音で走り抜けるのを見受けます。府警の方にお聞きすると傾向があると。週末、特に土曜日に大体集中する、あるいは場所もある程度特定できるというような状況をお聞きします。プレジャーボートについても頻繁に航行する地域、タイミングに合わせて、監視の網を張ることで、効率的に監視することができるのではないかと御提案申し上げます。

（事務局）：我々もこれまで監視している中で、日曜日がやはり多いなという印象を受けています。場所については近江舞子やその周辺がとても多いなと感じております。また、集中取締りを今年度3回行いました。今いただいた意見はごもっともかと思いますので、次年度以降も継続してやっていきたいなと思っています。

#### 【議事2（2）：琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（答申案）について】

（事務局）：資料5をご確認ください。今年度、計画を改定するに当たり、59回審議会、60回審議会でたくさんの御意見いただき、ありがとうございました。2回の審議会で出た意見を取りまとめさせていただいたものを、答申案としてまとめております。

まず、これまでの審議会でどういった御意見が出たかと振り返りますと、大きく4点の御意見がありました。1つ目はプレジャーボートの騒音による苦情が、条例施行当時から多く発生している。県にその声が届いてないだけで迷惑行為は多く起こっているため、規制や取締りを強化する必要があるといったものです。2つ目は、チャネルキャットフィッシュの観点。現状、外来生物法で釣った魚を別の水域でリリースするのは禁止されていますので、そういう点で取組ができないかという御意見をいただきました。3点目、琵

琵琶湖にレジャーに来られる方から、少額寄附や募金をもらうことができないかといった御意見をいただきました。4点目は広報の手法について、様々な広報のやり方が世に出回っている中で、紙媒体だけではなく、様々な広報の形を考えてはどうかという御意見をいただきました。以上の4点を盛り込んだ答申案を作成させていただいている。

上から説明させていただきますと、まずは航行規制の適切な設定という項目の中で、レジャーの利用の現状に即した航行規制水域の考え方を条例改正も視野に入れ、規制の内容を検討していくべきとして盛り込んでおります。

2つ目。釣り人等への普及啓発の点からチャネルキャットフィッシュに関してレジャー利用の適正化の観点からも取り組みを進めていきます。まずは任意で再放流しないということを呼びかけていくといった点から進めていきたいと思っております。

3点目。琵琶湖のレジャー利用と琵琶湖と望ましい関係構築に向けた検討ということで、キャッシュレス決済等の多様化に伴い、例えば、全国で導入されているデジタル募金箱等の制度を滋賀県でも活用できないかということで、琵琶湖にレジャーで訪れた方から任意でお金をを集められるような制度を導入、検討していきますとして3点目に挙げております。

最後、4点目。コロナ禍が明けまして、琵琶湖に訪れる県外の方や外国人の方が増えていきますので、啓発について強化していきます。内容としてはピクトグラムの使用やWEB広告の実施等としております。以上が今回の答申案の大きな柱の4点になります。

資料3をご確認ください。第60回審議会で素案を報告させていただいた際に皆様から修正の御指示はなかったと把握しております。答申案の修正については青色で修正を行っています。大きな修正等はありませんが、当計画と同時期に琵琶湖保全再生計画という別の計画を見直しており、それに合わせた文言の修正や、昨年度に世界湖沼の日が制定されましたので、それについての追記、データを最新版に更新、というところが前回の素案から答申案にかけての変更箇所となっております。

資料4では現行計画と答申案の新旧対照表を載せております。修正点についてはページが多岐にわたりますので、確認願います。

資料6を確認ください。

改定スケジュールの概要ということで、改めて確認させていただきます。本日、10月30日は答申案の審議として開催しております。レジャー審議会としての答申案をまとめる最終の場となります。11月19日には会長から琵琶湖環境部長に答申書をお渡しいただくと

いうようなスケジュールになります。その後、12月中旬に県議会へパブリックコメントを実施する旨、報告し、パブリックコメントを経まして、3月の中旬、県議会に報告。3月末にレジャー計画を公表するというふうな流れになります。第62回審議会については新計画公表前の3月の下旬に開催予定です。

資料の説明につきましては、以上になります。答申案に追加、修正等ございましたら御意見いただけましたら幸いです。よろしくお願ひします。

（会長）：今日が実質私たちの任務としては最後になる答申案として決めるということになりますので、細かい部分も含めましてお気づきの点がありましたら、御意見願います。特に皆さんから非常に大事な意見をいただいたということで資料5の中で4つのポイントがまとまっています。ここがこれから的基本計画にとって特に大事な新しい視点として発表するということですね。そこを踏まえながら最終チェックというような形でお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）：4項目の2、チャネルキャットフィッシュに関しては、私も釣り側の人間なので協力できるところは協力したいと思っていますが、滋賀県のホームページ等でこの場所でこんな釣り方でやれば捕れますよ等は示すことができますでしょうか。

（事務局）：県のほうから釣り場所を公表させていただくことは、現時点では予定しておりません。まずは瀬田川のほうに外来魚回収ボックスの設置を考えております。また、そういういた釣り人からの情報収集ができるようなアンケートサイトをつくり、いただいた情報でほかの人にもお知らせできるようなことがあれば、ホームページで公表させていただこうと考えております。

（委員）：様子見という感じだと思うのですが、釣れて楽しかったら、滋賀県や琵琶湖に来てもらえるチャンスになると思いますので、うまく結果が出れば、ぜひホームページとかで勧めていただければ、他府県の方も来やすいかなとは思います。

（会長）：ありがとうございます。ぜひ、また御意見踏まえてご検討いただければと思います。

（委員）：私は瀬田川の洗堰のあたりで子供と環境学習をしています。9月に外来魚釣りをさせていただいたころ、ブラックバスは釣れなくてブルーギルが30分で7匹、去年は15匹ぐらい釣れましたが、少ないねと話をしていました。そうしたところ、洗堰の下流でそのときにちょうど漁協さんがチャネルキャットフィッシュの駆除事業をされていました。見せていただいたところ、かなり大きい60センチ超えのチャネルキャットフィッシュ

が、延縄で捕れていました。おなかを出して調べるのだといって持って帰られました。霞ヶ浦のほうで聞いていますと、今から10年ほど前は資源量がたくさんあるからチャネルキャットフィッシュがいても影響はないと漁協さんが言っておられました。しかし、今は大変なことになっていまして、人への被害、それから漁業への被害が発生しているということをお聞きしました。今、瀬田川下流や天ヶ瀬ダムの上流で繁殖していて、それが瀬田川の洗堰の下流に上ってきており、全開放流のときに上がってしまったものが石山寺のあたりまで来ているというふうな情報を得ました。リリースしないように任意での協力を呼びかけますということで、これが任意でいいのか、ブラックバスやブルーギルのときにすごい問題になりましたが、そのようなことがもう一回起こるのではないかと心配しています。これだけ増えているということが分かっていて、琵琶湖のほうに入ってきてしまうのではないかと危惧しております。何とかリリース禁止というような文言にならないか、釣り人さんたちと一緒にになってこれを何とか食い止める活動ができないのかなということで思っております。

（事務局）：チャネルキャットフィッシュが増えているという情報もいただいているし、駆除の回数も増やしているということで、だんだん状況はよくない方向になっているのかなと思います。ただ、チャネルキャットフィッシュに関しては、これまで県として釣り人の皆さんにこうしてくださいという姿勢や方針をお伝えしていましたので、第一段階として、「任意協力」。まずは今すぐからでもお伝えできる、県の方針としては、リリースをしないように協力を呼びかけるというのが、今たちまちすぐに県として皆さんにお示しできる対策かなというふうに思っております。リリース禁止につきましては、審議会の場で今後もチャネルキャットフィッシュの採捕状況などを報告させていただき、また、釣りとして釣れているかどうかという点も踏まえながら審議会で御議論いただきたいと思っております。差し当たりレジャー計画に関しましては、事務局としては協力を呼びかけると記載をさせていただいております。

（委員）：ありがとうございます。今後も議題に上げてくださるということで、よろしくお願ひいたします。

（委員）：県が依頼して漁協が延縄で駆除しているところを見たことがあるのですが、多分天ヶ瀬ダムの上流のほうだと思うんですけど。釣りで釣ることも多分難しくて、釣れたものを逃がさないというのは重要だと思いますが、その量は微々たるものだと思っていて、多分ほとんど釣りをしない人、ほとんどの方が多分チャネルキャットフィッシュの存

在をまだ知らないと思います。釣れても、何だ、この魚はとすぐに返しちゃうみたいなことがあると思うので、結局ネット等でこういう魚がいるよということはどんどん周知する必要があるかなと考えています。また、延縄を使って漁協さんとかの駆除の回数をどんどん増やしていかないと、増えるスピードに追いつかないかなというふうに考えています。瀬田川のほうの回収ボックスが少ないという問題を以前話していて、ボックスの数をもっと増やさないという話もしていましたが、そのあたりの改善というか進行はありますでしょうか。

（事務局）：県民の方への周知については、ホームページやSNSで周知をさせていただきたいと思っております。回収ボックスについては、まだ場所を探している状況になります。なかなか人通りや交通量が多いところですので、職員が軽トラックで路肩に寄せて回収することで、交通への御迷惑にならないような回収の方法や、釣り人にとって入れていただきやすいような場所を選定してというところですので、設置には至っていないという状況になります。

（委員）：霞ヶ浦のチャネルキャットフィッシュの問題で、人へも影響が出ていると。漁業は分かります。人へ影響が出ているとおっしゃられたと思うのですが、具体的にどのような影響が出ていますか。

（委員）：外すときにとげやひれで怪我をされる方が結構いらっしゃるとのことでした。釣りをされるときにもお気をつけてということです。

（委員）：そういうことですね。何か毒があるとか。

（委員）：そういうことではないです。

（委員）：強力な規制とかルールづけをしないほうがいいと思っている派です。というのは、過去にブルーギルやブラックバスをやってきました。それで、釣り人目線からのハレーションというかアレルギーみたいなものがありまして、積極的に協力しにくい状況をくらいいほうが、より効率よく減らせるのではないかと考えています。だから、さっきも言いましたが、推奨みたいな形で楽しくやってもらって、このチャネルキャットフィッシュは美味しい魚というのは認知されていますので、悪いものをやっつけようみたいなメッセージにせず、楽しく釣りをして美味しく頂いて、釣りというレジャーを使いながらも減らすというのが一つだと思います。そういう意味で強い規制についてはあまり望ましいとは思っておりません。

（会長）：ありがとうございます。いろんな御意見があるので、それを聞くことも大事な

視点だと思います。

（委員）：今、リリース禁止のことが話に出ていたと思うのですけども、ここの場でもう一つ外来生物法の話が出ていたと思います。そのことは資料3の28ページのところでリリース禁止や「関係法令」の中に入ってくるのかなというふうに思っています。外来生物法では飼育とか譲渡とか移動等が罰則つきで禁止されているという、そのことをもう少し啓蒙していくとか、これはリリース禁止以前の問題なので、そういう危険な生き物だというようなことを皆さんに知らせていくというのは大事かなと思います。この間、淀川のほうで水辺に親しむ釣り大会のサポートに行きました。その際、ブルーギルやブラックバスを持って帰りたいという子供さんがいました。親御さんも外来生物法を知らなくて、300万円以下の罰金があるのですよという話をすると、皆さんびっくりされていたので、やはり外来生物法について、もう少し啓蒙していって、その対象魚だということを知らせていくということは大事なことだと思います。

（事務局）：自然環境保全課です。今、御指摘いただいた外来生物法の規制対象である特定外来生物に指定されると、生きた個体を持っていること自体が駄目だと、だから運搬も譲渡も皆駄目になるというような、日本の法律の中でもかなり厳しい規制になります。身近な生き物がそんな厳しい規制にかかっているということを多くの方は御存じないのです。だから、今、委員がおっしゃっていただいたような形で我々、自然環境保全課でも日々周知啓発はしているのですが、大体びっくりされるような、そういう意味での厳しい規制の対象だということは知られてない状況です。我々としても、まだいろいろ努力しなきゃいけないと日々感じているところではありますが、釣りの現場とか、実際に生き物に直接触れる現場でも知ってもらう必要があります。ただし、生かさないで持って帰って食べるのは大丈夫だということで、先ほどチャネルキャットフィッシュを楽しんでおいしくというような御意見もありましたけども、そうやって生かさないような取扱いであればいいのですが、持ち帰れるのであれば飼ってもいいと勘違いされては困りますので、周知啓発をきっちりやって御協力いただきたいです。

（委員）：研究対象としてチャネルキャットフィッシュが必要なので、うちの学生が捕つててくれるんです。だから、多分彼らは幾つかノウハウを持っていると思うので、またお知らせできればと思います。「捕ってきて」というと、これぐらいの大きなやつを捕つててくれるるので、お知らせできると思います。ただ、彼らが言うには、レジャーの釣りとしてチャネルキャットフィッシュは面白くないらしいです。バスとかブルーギルに比べ

てあまり楽しくないと言っているので、どこまでレジャーとして広まるかは分かりませんけれども、釣れる場所があつて釣れることは確かですので、また何か情報を学生から聞いてお知らせしようと思います。

（会長）：どのような研究をされているのですか。

（委員）：チャネルキャットフィッシュが琵琶湖全域のどの辺にいるかをDNAで調べている感じです。あとは胃の内容物を開けて何を食べているかを見るのは目視でしかできないんです。そうすると、少し柔らかいものであるとか消化の早いものであると何を食べているか分からぬというので、それもDNAを使って何を食べているか、見えていないぐちゅぐちゅしたもののが何なのかという、そういう研究もやっています。

（会長）：ぜひそういう研究の成果を報告いただきたいです。

（委員）：チャネルキャットフィッシュの件について、魚の生態系を危惧されて話題になっていますけども、滋賀県の漁協組合のほうでは、この辺の話題というのはどの程度上がっているのかなというのを聞いてみたいです。

（委員）：チャネルキャットフィッシュの話題は私ら漁業者の中ではほとんど出ていません。私は琵琶湖の北のほうで漁業しているので、一回も見たことないです。多分この捕獲状況のこのグラフを見ていると、主に瀬田川と南湖で北湖では全然捕れてないということなので、温暖化の影響で猛暑が続いて琵琶湖の水温も平均が上がっていますし、多分深いところは住みにくいのではないかという感じがしますし、温水性魚類の部類に入るのではないかと思っています。温暖化が進むと水温も高くなるので、北湖のほうにも進出してくるおそれもありますけど、北湖のほうは深いので、夏でも10度以下の水温の水深がありますし、チャネルキャットフィッシュの話題が出てから、もう何年もたっていますが、その割に琵琶湖の北のほうでは漁獲がされてないので、ブラックバスやブルーギルみたいな繁殖というのか適応性はないのではと私は思っております。

もう一つ言わせてもらうと、今年開催されました国スポ・障スポで他府県の方が滋賀県に来られて大津のプリンスホテルとかああいうとこで宿泊されていたのですけど、その関係者の方に聞きますと、琵琶湖って日本で一番大きい湖で、もっときれいなんかなとおもったら、割と汚いですねという声が多かったです。プリンスホテルから見ると、あの時期ですと水草が大繁茂して水草が水面に出てきて、あまりいい印象ではなかったのかなと思います。また根本的にどうしたら水草がなくなるか、いたちごっこでお金を使うばかりではなくて、根本的にどうかというのをもう少し研究していただきたいな思います。

もう一つですが、琵琶湖でホンモロコが増えてきて、喜ばしいことで、漁業者も喜んでいるのですが、今年はホンモロコを漁獲して食べると異臭がして商品にならないとのことです。かび臭いです。県民の方が琵琶湖をいつもの景色として眺めているとは思うのですが、琵琶湖の水の中ではすごい激変というか、環境の変化がすごいです。今年も雨が降らないので環境は必ずしもいいとは思いませんし、琵琶湖の固有種であるビワマスとかもなかなか資源再生ができないと。アユに至っては、人工飼料のアユにシェアを奪われるほど不漁がここ3年ほど続いていると、琵琶湖の漁業はこのままでいくと衰退をしてしまうのかなという危惧を最近しております。

（会長）：深刻な現場からの状況についてのお話をいただきましたけれども、まずチャネルキャットフィッシュについては、ここにおられる市民活動のお立場だとか教育者の方とか漁業とか釣りの立場、それぞれの立場で言っていただいたことが今後の対策を立てるのにもすごく重要になりますし、基本計画の作成だけではなくて、これからに向けてぜひ、適宜情報共有して、連携していただいて、いろんな角度から見ながら政策として展開していけるといいなというふうに思いました。

今、委員からお話しいただいた水草の話だとモロコ、アユの状況についても、レジャーと直接関わらない部分もあるかもしれないですが、非常に琵琶湖のことを考えると、とても深刻で大事なところだと思いますので、今の御懸念というか状況に対していくかがでしょうか。

（事務局）：まず、水草につきまして、水草も生態系に役立っている部分がございます。南湖で大体20平方キロメートルから30平方キロメートルぐらいは必要であろうというふうに考えております。令和6年度でいいますと、南湖で水草が繁茂しているのが43平方キロメートルということで、我々が望ましいと思う状態よりも多いという状況でございます。特に近年は温暖化等もあって水温が高く、水草がよく生えるという状況もございます。もちろんそれだけではなく、日照の関係等、いろいろございますが、多い状況でございますので、特に国スポ・障スポの際も特に南側を中心に刈取りを行ってきたというような状況でございます。なかなか今はいたちごっこといいますか、その場での毎年毎年の対応という状況でございます。これまでの水草の刈取りの実績といいますか、そういう知見もございますので、できる限りピークを減らすということで、例えば刈取りの時期をちょっと早めにするとか、そういう意見も専門家の方々からも頂戴しておりますので、抜本的な対策というのは難しい面もございますが、とにかくできる限り効果を上げていくということ

で進めていきたいというふうに考えております。

（会長）：水草は本当にすごいですね。どのような状態が望ましいか検討することも非常に大事だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

（事務局）：水産課でございます。チャネルキャットフィッシュですが、たしかに北湖のほうにはまだ入ってなくて、漁業被害はまだ発生はしていないのですが、ただブラックバス、ギルの例もありますし、琵琶湖に入って大増殖してしまうと漁業被害は出てくると考えていますので、未然に防ぐために現在、瀬田川で集中的な駆除、特に今年はかなり回数を増やし、琵琶湖に入らないようにとかなり危機感を持って水産課で取り組んでいます。霞ヶ浦のほうでは、もうブラックバス、ギルに置き換わってチャネルキャットフィッシュが優占種になってしまっているということもあります。せっかく南湖ではブラックバス、ギルが減ってきているということですので、チャネルキャットフィッシュが入ってきて、台無しにならないようにということで、力を入れて駆除をしているところです。

それから、特にこの3年間、アユは大不漁でして、一つは、気候変動、河川、特に産卵期の水温が上がって産卵ができなくなっている。それからあとは琵琶湖の生産力自体が下がってきてている。特にプランクトンが発生しないなど、水産試験場や琵琶湖環境科学センター等との連携も含めて、生産量についてどのような対策ができるのかについては今年度から研究を始めていますので、何か対策ができるかどうかは考えていきたいと思っています。

モロコの異臭ですが、確かに今年いろんな方面から秋に捕れるモロコというのが臭いと聞いています。水産試験場のほうでもサンプルもらってきて分析はしましたが、なかなか原因の特定ができていないところです。ただ、8月、9月に雨が少なかったので臭いの原因となったのではないかと予測しています。

（委員）：水草の件については、プレジャーのほうでも重要なことなので、積極的な取組をしてもらえたならと思います。1つ提案ですが、プレジャーボートの話で航行規制水域のブイが見づらいという声が上がっています。長年設置してあるものとかもあると思うので、一度見直しを検討してもらえたならと思います。朽ちているものもあったりするのかなと思うので、ブイの設置は一度見直して、統一してもらいたいなと思います。

あとは、今年あったこの告発については、個人的にすごく評価しています。今後も積極的に取締りを厳しくしていってもらえたならと思います。今回のことがあって、やっぱり皆さん、より一層、レジャーされる方も一層気が引き締まったのかなと思いますので、ぜ

ひ今後も続けてもらえたならなと思います。

（事務局）：ブイですが、現在メンテナンスを行っている時期ですので、現場を確認させていただきます。統一というのは大きさの統一ですかね、どういった統一になりますか。

（委員）：とりあえず見にくくと聞きます。ばらばらに見えるという感じなんですかね。

（事務局）：一部の方から浜にいるときにどれがブイか見にくいという声も聞きます。

（委員）：そうなんです。浜のほうからいるときに見えないとか、角度によって見えないとかがあるみたいで、できれば浜辺から見やすくできないか見直してほしいです。琵琶湖側からだけじゃなくて浜側からも見えるようにはしてもらいたいです。

（事務局）：ありがとうございます。ブイの数もまだまだ全然足りてないのが現状ですので、その数も増やしていくのももちろんですし、規格等の見直しも検討していきたいなと思います。

（委員）：この適正化基本計画の内容につきましては、私のほうからは特に意見はないです。これまですごく多岐にわたって対応いただいたてまとめてくださったと思います。あとはこういった決められた計画をどう実行していくかというところが肝心で、委員の皆さんからの御意見も結局はそこに集約されるのかなと思っています。

あえて2つ私の特に重視したいなと思うところですが、プレジャーボートに関しましては冒頭にもお話ありましたけど琵琶湖ルールを日本語が分からぬからこそ分かってない人たちがいるんじゃないかという、そういう問題点の御指摘ありましたけれども、もう広く日本国内全体で異文化持っている人たちに対する風当たりというものが強くなっている部分というのもあります。外国人も大勢来られてこういうレジャーなんかを楽しむ機会というのは当然増えるわけですが、そこでしっかりルールであるのだからという形で確実な施行、対応をというのをやることで、そういう意味での公正公平というのは必要かと思いますし、そういった対応があることで過剰な外国人に対する偏見や、ぎすぎすした空気感というのを滋賀からは生まれないということにも一つなるかと思います。個人の経験でも、この夏カヤックで沖に出ていたときに、恐らく外国人のグループだろうなというような水上オートバイのグループが、暴走というかスピード出してすごく楽しんでおられました。そのこと自体はいいのですが、あの集団が確かにルールを全く分からず私たち日本人が、特に地域の方が話しかけても対応も何もしてくれないというような形になると、不安がどこかでさらに上のぎすぎすした感情につながっていかないかなという部分もありますので、そういった背景もあるという形でぜひこの計画を今後の活用に生かしていただけ

たらなと思います。

もう一つのほうがチャネルキャットフィッシュなんですけれども、私は大津市の堅田の生まれ育ちですので、中学、高校の頃にあったブラックバスやギルの繁殖のレベルというのを体感しています。すごい一瞬で広まったというような経験があるので、このチャネルキャットフィッシュという新しい種がどういう影響を及ぼしていくのかというのは非常に不安を持っています。ようやく最近、ホンモロコやシロヒレタビラなどの小さな魚たちもちょっと戻ってくれているというような報告を聞いているところなんですが、ここに恐らく大食漢であろうチャネルキャットフィッシュが入ってくる。彼らは天ヶ瀬ダムでも暮らせるし、瀬田川の流れの中でも暮らせるということは、結構繁殖、生活、いろんなところでできるのかなと危惧していますので、そういったことになって霞ヶ浦の二の舞に滋賀は、琵琶湖はならないように、特に滋賀県にはブラックバスやギルの対策で得られた知見もありだと思いますので、ぜひそれを活用いただいて、次の世代につないでいってもらえたならという形で今いろんなお話を聞かせていただきました。

（事務局）：プレジャーボートのほうからお答えをさせていただきますと、今後も厳しく取締りは継続させていただきたいなと思っています。ただ、今、おっしゃったように、例えばそういう言語が分からないからということで、その方々に甘くするだとか、そういう公公平性が取れないことというのはもちろん行いませんので、早急にそういった方々への啓発をしていく必要がありますし、そういったことでの偏見が生まれないように早めに対策をしていきたいなと思っております。

（委員）：もし何かそういうキャンペーンされるとき、ぜひ広報を通じて出していただけましたら、私たちマスコミは積極的に報道させていただくと思いますので、ご活用お願いします。

（事務局）：ぜひよろしくお願ひします。ありがとうございます。

（会長）：そうですね、あとチャネルキャットフィッシュについては、早め早めの対応の形ということありました。

ウェブで参加の委員さん、いかがでしょうか。全体を通してでも、今後に向けてでもコメントいただければと思います。

（委員）：先ほどの航行規制水域の表示の話があったと思うのですが、1つ、状況改善をつくっている安全用の装置のことだけ紹介させてもらおうと思うんですが、エキスパートガイドマップというものをうちの協会とPWCで共同制作をしておりまして、これGoogleの

マップ上に水上バイク用で開発しているんですけども、今、自分がいる場所が航行規制区域なのかとか徐行しなきゃいけない場所とか、スマホで見ればすぐ確認ができるというアプリをつくっています。昨年、兵庫県と東京湾のものを作成して、今年は西伊豆と猪苗代向けをつくったんですが、今、琵琶湖についても制作を進めようとしていますので、そういうものがあるとPWCに載ってきて、そういう意識がある人用にはなるんですが、今自分がいる場所は普通に走っていいところなのか駄目なところなのかというのが一目で分かるようになっていますので、そういうツールをつくっているということを紹介させてもらおうと思いました。

（事務局）：御意見ありがとうございます。ぜひ我々も協力できることがあればさせていただきたいなと思います。やはり水上バイク等に乗っている方というのは、今この場所が航行規制なのかどうかというのは分かっておられない方多くおられると思いますので、そういうことをぜひまた一緒にできたらと思います。ありがとうございます。よろしくお願いします。

（委員）：当協会のホームページから今までつくったやつがのぞけるようになっていますので、参考に見ていただければと思います。

（事務局）：ありがとうございます。拝見します。

（会長）：ほかの委員さんで今後に向けても含めてなんですが、答申案に関連して何か言っていただける方があったら、いかがでしょうか。

（委員）：答申案の内容については、もう基本、いろいろ審議いただいた内容をまとめていただいたのでいいかと思います。これ、答申した後に、例えばパブコメを募集したりするときというのは、どの程度の内容までオープンにされるのでしょうか。どういう資料が開示されるのかなと思います。

（事務局）：この答申案になります。

（委員）：案というのは、これ、全部開示されるのですか。

（事務局）：はい。

（委員）：分かりました。内容は十分だと思うんですけども、この総括表ですね、これを拝見した場合に、確かにこの1番の第5の施策展開の基本方法、ここが肝の部分かなと思うんですけども、この中で見ますと、このプレジャーボートの航行規制、ここにかなり重きを置いたような表現に見えてしまうのですよ。項目も10項目ぐらい、かなり細かく書いているわけですね。それに対して今回の審議委員の皆さんのお意見がいろいろ反映されてい

るという2番とか3番、4番、内容のところにつきましては、こちらの資料では網羅されているのですが、こここの表現上は何か結構流しているなという印象を持つてしまうのですね。特に施策の総合的な推進の中には結構いい御意見なんかも出ていたのですが、そこは何か大項目でくくってあるなという感じが否めないのですが、このあたりはどうなのでしょうか。

（事務局）：見ていただく資料、お伝えするときにこの中身がどうなっているか、どこが変わっているかとかも詳細にお伝えした上で御意見いただけるようにしたいと思います。

（委員）：そうですね、もう少し総括表の中にもそういったことを、スペースの関係もあると思うのですけども、もう少し詳細なこの表示みたいなんがあればいいのかなと。特に一般の人たちが見た場合に、どうしてもこの総括表の部分でかなり見てしまう傾向があると思いますので、これ見たらよく分かるというようなところ、どう変わったんだ、どういうことをしているんだということをある程度この審議会の内容の意見が反映されているような表現にしていただいたらいいのかなという意見です。

（会長）：そのあたり大事なことですので、工夫してみてください。

（委員）：近年、大変人気が出てきた、この答申案とはちょっと関係ないのですけど、ビワマス釣りがもの凄く人気が出てきて、シーズンになるといっぱい船が琵琶湖に浮いているということですけど、ものすごい小さい船があります。例えばカヌーみたいな船があります。県が許可を出しているので、許可の数をちょっと減らしていただいてそれはいいことかなと思うんですけど、せめて船の大きさの制限、これをしていただいたほうが私は良いと思います。結構冬場なんかでも小さい手こぎボートとかゴムボートとかで沖まで出て、琵琶湖の怖さを知らないというか、事故が起こった場合、もう結局大変みんなに迷惑かけるということになりますので、ビワマス釣りも一定レジャー化してますので、そこら辺の対策もまた考えていただきたいなと思います。

（会長）：ありがとうございます。いかがでしょう。例えば船だとどれぐらいの大きさだったら大丈夫とかあるのでしょうか。完全に大丈夫というのではないと思いますが。

（委員）：乗船している人の数にもよります。小さい手こぎボートとかフロートつきの小さいエレキモーターで沖まで出ているのとかというのをよく見かけますので、冬場なんか、4月いっぱいまでは琵琶湖に放り出されると、低体温症で死んでしまうんで、そういうところもすごく心配です。

（会長）：いかがでしょうか。船の大きさとビワマス釣りの関係等で。

（事務局）：水産課です。ビワマスの遊漁の承認制は水産課で、水産課というか琵琶湖海区漁業調整委員会のほうでやっています。これは漁業法の規定に基づいて承認、委員会指針を出しているところであります。船のサイズ等というのは漁業法で定められた項目ではないので、船のサイズまでは制限をかけられない、委員会指針の中ではかけられなくなっています。実際、漁業者の方であったりとか、あとは遊漁船業の方であったりとか、そういう方からカヤックが沖まで出ているとまず見えないというのがありますし、近くを航行すると転覆させてしまう可能性というのもあるので、確かに危険という声をたくさんいただいています。水産課のほうでも委員会指針の中でも何とかならんかということの水産庁とかにも問い合わせたりとかしているのですが、なかなか漁業法以外のところでの整理というのは難しいかなというところはあります。ただ、実際そういう危険という声も結構いただいているので、何かできないかというのは今まだ水産課でも模索しているというような状況です。

（会長）：ぜひ何かいい方法があるか検討していただければと思います。

（委員）：ビワマス釣りの件に関して、私も実は申請してやったことがあるんですけど、そうすると県のほうから資料が送られてくるんですね、ビワマス釣りに関して。基本的なルールのところは資料に書いてあるんですけども、そういう際に基本的に琵琶湖は風が出るとそういう事故が起こるので、人力の船舶ですと出られる距離も限られますし、かなり気をつけるんですけど、エレキとかああいう電動だと一気に出られてしまってというところで、琵琶湖の風の特徴ですとかそういう気象のところを注意喚起できるような資料を一緒にお渡しできたら気が引き締まるというか無理して出ないとか、そういういた抑止にはつながるのかなと思います。一番は風だと思っています。

（事務局）：水産課です。実はビワマス釣りで昨年の1月末ぐらいに死亡事故がありました。その事故を受けて、水産課のホームページでは、冬場の出航には十分気をつけていただくとか、あと昨年9月の承認の場合のときには、例年は注意喚起の文書は承認の旗と一緒につけて発送はしているんですけども、さらに特に冬場であったりとか風の強いときでありますとか、そういうときには慎重な出航判断をお願いしますと注意喚起の文書はつけて発送しているところです。

（会長）：ありがとうございます。ビワマス釣りの人に直接届くところに風の情報なんかは載っているのでしょうか。

（事務局）：特に冬場、水温が低い時期というのは風が吹くことが多いので、そういうふ

うな琵琶湖の風の特徴の注意喚起というのも含めた文書にはしてあります。

（会長）：そうですか。では、またそれがより具体的な形で今日の御意見とかも踏まえてうまく対応できるとこがあったら、ぜひ御検討お願ひいたします。

（事務局）：事務局のほうからも御意見、御感想をいただきたいことがありますて、答申案でいうと35ページになりますけれども、次期計画で新たにキャッシュレス決済など、いわゆるデジタル募金箱設置ということをやっていきたいなと思っております。前回の審議会でも様々御意見いただきまして、その後メールなんかでも照会をさせていただいたところです。ほかの関係者の方にも御意見いただきまして、例えば釣りの分野ではレジャー利用に受け入れていただけそうだよとか、マリーナだけでなくレジャー用品の販売店とかコンビニにも置いては、とか、使い方としてはレジャーの適正化に関する維持管理費、先ほどのブイとか看板とかでも替えたり点検したりしていかないといけないですし、琵琶湖をきれいにするような活動費とかに充当するということであれば皆さん協力していただけるんじゃないとか、またそうした使い道をしっかり県ホームページにも公開しながら呼びかけていったほうがいいよねとか、あるいは団体のほうで根回しは協力するので言ってほしいというような御意見、感想なりいただきまして、私たちのほうも、それを中心に取り組んでいきたいと思っています。令和8年度から取組できるように予算も準備しているところなんですけれども、そういう中でまずはプレジャーボートに関わるレジャーの分野からも呼びかけというかお願いを始めていきたいと思っていますので、今日ご出席のPW安全協会、日本マリン事業協会、小型船協会の皆様からもそれぞれの分野でレジャー利用者の皆さんにこういう取組を受け入れていただけるかどうかとか、これから2次元コードのパネルの設置をマリーナに県からお願いしていくことになるのですが、そういうときに協会とか団体の御協力とか得られそうかとか、その辺のご感想とかアドバイスいただければと思います。

○会長 ありがとうございます。

せっかくなので、今、お名前が上がった委員、いかがでしょうか。

（委員）：私たちも積極的に取り組んでいきたいなと思いますので、協力できることがあれば、その都度させていただくので、言っていただければご協力させていただきます。

（会長）：前向きなお答え、ありがとうございます。いかがでしょうか。

（委員）：当局の支部、地区で各会員さんが多くいらっしゃいますので、そちらを通じて展開するものがあれば展開できますし、全面的に協力していきたいと思います。

（会長）：ぜひよろしくお願ひいたします。

（委員）：小型船協会の会員さんのほうにそれを使って啓発していきたいというか、広報していきたいなと思っております。よろしくお願ひします。

（会長）：ありがとうございます。皆様、協力をしていただけるということですので、ありがとうございます。今のことに関連してほかの委員の皆さんのはうから何かお気づきの点とかいかがですか。よろしいですか。

せっかく警察からも来ていただいていると思うので、警察からの取組、何か皆さんにお知らせとかあったらいかがでしょうか。

（事務局）：特にはございません。

（委員）：レジャーに間接的に関わると思うのですが、この間新聞で和邇川の上流で発がん性物質のPFASが国の基準値を超えたというところで少し話題になったんですけども、多分滋賀県では初めてだと思うんですけど、この和邇川の上流でこの数値が上がったきっかけというか、大体工場排水とかそういったのが原因になるんですけど、そのあたり詳しく載ってなかっただんですけど、何かその原因とかって分かっているのでしょうか。

（事務局）：状況といたしましては、市民団体のほうで調査をされて、そのような数値が出たということで、この水質の調査につきましては、大津市が地域的には対応されるということで、今、県と大津市のほうでどういった対応ができるか調整、協議をしている段階でございます。

（委員）：では、まだその原因の特定にはまだ至っていないということですか。

（事務局）：そうですね。その市民団体のどこで調査されたかとか、どういう状況でとか、その確認からということになりますので、まだこれからということになります。

（会長）：現場にも関係してくるところが多いですし、そういったご心配に関連して。その対応は琵琶湖保全再生課で検討してやっていらっしゃいますか。

（事務局）：複数の課にまたがっておりまして、汚染、汚濁というような部分でいいまして環境政策課になりますし、あとは琵琶湖あるいは琵琶湖に流入する河川での調査という意味では私ども琵琶湖保全再生課になります。複数の課が連携して対応しております。

（会長）：分かりました。

皆さんから御意見いただいたことを踏まえますと、今後に向けてはいろんな取組が必要になります。今日見ていただいた琵琶湖レジャー利用適正化基本計画改定版の答申案について特に修正はないということでよろしいでしょうか。

皆様にいろいろなお話を伺いましたので、今後ぜひ計画とともに実際に取り組む内容と  
ということでそれぞれの担当の部分で進めていただければというようなことを申し上げまし  
て、私のほうからのまとめということで事務局にお返しできればと思います。

（事務局）：会長、ありがとうございました。基本計画の改定に際しましては6月、8  
月、そして今回ということで3回にわたり大変熱心に御議論いただきましてありがとうございました。本日まで御議論いただきました基本計画の改定案につきましては、会議の中  
でも説明したとおり11月19日に会長から琵琶湖環境部長に答申いただき、それを受けまし  
て県民政策コメントなどの手続を経た上で今年度末までに策定してまいりたいと考えてお  
ります。県民政策コメントを行った後の審議会につきましては深町会長とも開催を相談さ  
せていただいてまた皆さんにご案内させていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして第61回滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会を終了いた  
します。本日もありがとうございました。